

日本司法支援センター 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価では、一部の項目にA又はC評価があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評価が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。	

2. 支援センター全体に対する評価

支援センター全体の評価	<p>一般契約弁護士・司法書士の確保（項目1-3）について、中期目標期間を通じて、弁護士会・司法書士会と連携して協議会等を実施し、各種の契約弁護士数・司法書士数を毎年度増加させた。</p> <p>事務所の存置等（項目1-4）については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析して必要な見直しを行い、1つの出張所を地方事務所に統合し、5つの被災地出張所を廃止するとともに、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所をそれぞれ1か所ずつ廃止するなど、組織運営を合理化する方向での見直しを進めた。</p> <p>適切な情報提供の実施（項目2-6）について、情報提供の利用者満足度調査における評価は目標を大きく上回り、コールセンターの対応件数も令和2年度を除いて増加するなど、質の高い情報提供を実施した。</p> <p>民事法律扶助業務（項目2-8）については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数は減少傾向にあるものの、関係機関・団体との協議、動画の作成等によって特定援助対象者法律相談援助等の周知を図るなど、高齢者・障害者の司法アクセスの拡充に努め、特定援助対象者法律相談援助件数や、電話等相談援助件数を増加させており、真に支援が必要な高齢者・障害者に対して適切に法律相談を実施した。</p> <p>適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施（項目2-11）について、精通弁護士数は、平成30年度を除いて毎年度増加させ、女性の精通弁護士は、中期目標期間を通じて全ての地方事務所で複数名確保した上、DV等被害者法律相談援助の実施件数は、800件程度から1000件に近い水準にまで増加させた。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3-13）については、中期目標期間を通じて、一般管理費を前年度比3%削減し、事業費を前年度比1%削減するという目標を達成した上、各種契約手続について、競争性のある契約件数の割合を増加させた。</p> <p>自己収入の獲得等（項目4-17）について、寄付金制度の周知を図る各種取組等により、一定程度の寄付収入を得ている上、司法過疎地域事務所における有償受任によっても自己収入を確保した。</p> <p>民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4-18）について、中期目標期間を通じて、毎年度、償還率を上昇させるとともに、償還滞納率を減少させ、目標を大きく上回る成果を上げた。</p> <p>情報セキュリティ対策（項目5-22）については、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じた対策基準等を定め、情報セキュリティインシデントに対処する体制の整備等の対策を適切に講じるとともに、情報セキュリティに関する研修・教育等も実施した。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5-23）については、業務認知度等の向上には至らなかったものの、年齢別認知度や認知経路を考慮した上、テレビCMや新聞広告、オンライン等を活用し、若年層、高齢者、外国人等の属性に応じた様々な広報活動を展開した。</p> <p>その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>(項目別評定で指摘した課題、改善事項)</p> <p>職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上（項目1-1）については、「ジョブリターン制度」、「転勤特例制度」、「ジョブポスティング制度」等の継続により、ワークライフバランスや働きやすい職場環境の実現が図られることに期待したい。</p> <p>常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上（項目1-2）については、減少傾向にある常勤弁護士の人数を確保するための取組を推進するとともに、司法ソーシャルワーク等を十分に評価できるように変更された次期中期目標の指標の下で、常勤弁護士の役割が適切に評価されることを期待したい。また、常勤弁護士の未配置事務所の解消に向けた具体的な取組や、その検討内容・結果を示すことが求められる。</p> <p>一般契約弁護士・司法書士の確保（項目1-3）については、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が鈍化していることに対する改善策等の更なる検討が求められる。</p> <p>関係機関等との連携強化（項目1-5）について、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での連携が困難な状況が続くことが想定されるため、オンラインを活用するなど、地方協議会や業務説明の在り方についての更なる検討を期待したい。</p> <p>法教育事業（項目2-7）については、消費者トラブル等の法的問題に巻き込まれやすい若年者や外国人向けの法教育企画の更なる充実に期待したい。</p> <p>民事法律扶助業務（項目2-8）について、令和元年度以降、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数が減少傾向にある要因等の分析・対応策等の検討や、今後、前記感染症の影響が残る中でも、高齢者・障害者等に対する法律相談援助の実績を十分に上げられる対策が求められる。</p> <p>司法過疎対策業務（項目2-10）について、今後も、巡回法律相談、電話等相談援助等による司法過疎地における司法アクセスの向上が期待される。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3-13）について、次期中期目標期間においては、固定的経費である施設経費の削除目標が今期よりも低く設定されたが、その目標の下での一層の効率化が期待される。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5-23）について、今後、これまでに実施した広報活動の効果の分析・検証を実施し、全世代に対する効果的な周知・広報を行い、業務認知度及び名称認知度を改善することが期待される。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。